

4. 剰余金の配当と会社債権者の保護

4-1. 剰余金の配当をめぐる利害調整

(1) 剰余金の配当と会社債権者

(a) 剰余金の配当（会社 105 I ①・453） ⇔ 内部留保（留保利益）

剰余金の配当と利益の分配

剰余金の配当 ≠ 利益の分配、という場合もある

（配当できる金額の中には「利益」でないもの [その他資本剰余金] が含まれる）

but 剰余金の配当 ≡ 利益の分配

（実際に株主に分配される金額の大部分は「利益」）

(b) 会社債権者の利益との衝突

株主有限責任（会社 104）

事例 4-a 株主有限責任

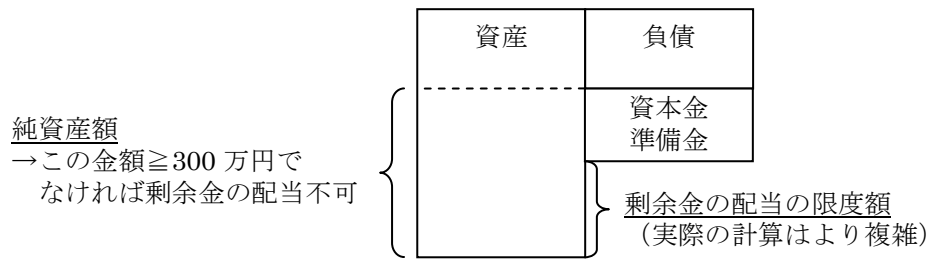
アユミさん、A さん、B さん、C さんの 4 人は、300 万円ずつ出資しあって、チーズケーキの製造・販売を行う株式会社を設立した（アユミさんたちは株主に）。会社はさらに M 銀行から 1000 万円を借り入れて事業をスタートさせた。しかし、チーズケーキは思うように売れず、会社の資産は 600 万円分しか残っていない。そして M 銀行からの借入金の返済期限が来てしまった。

* 会社債権者とは誰？

* もう少し理解を深めるために：規制がなければどうなる？

(2)資本制度

(a)剰余金の配当についての基本的なルール



負債の金額ギリギリまで配当することを許さない理由

*繰り返し、資本金・準備金についての注意事項

(b)資本制度 [テキスト 5 章 2 節 **1** (2)]

資本維持の原則	負債に加えて、資本金・準備金の額に相当する財産が会社に維持されることを要求
資本充実の原則	出資が行われる際（会社設立、募集株式の発行）に、資本金・準備金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることを要求
資本不変の原則	資本金・準備金の額を会社が自由に減少することは許されない

→資本制度

資本金・準備金の額の公示

資本金・準備金の額 = 貸借対照表に表示 + 資本金の額を登記（会社 911Ⅲ⑤）

資本制度はなくなった？ [テキスト Column5-7]

以上のように資本金・準備金を基準として会社財産の充実・維持を要求することで会社債権者を保護しようとするシステム＝資本制度

→これは会社法の下では存在しない？

立案担当者＝存在しない（相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務 295号（2006年）278頁以下 [郡谷大輔・岩崎友彦]）

学界は分かれる＝資本制度にはなお意味があるという見解も有力

江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 1』（商事法務、2008年）307頁 [江頭]

4-2. 剰余金の配当

4-2-1. 手続と要件

(1) 手続の原則

* 剰余金の配当＝剰余金の「処分」の1つ [テキスト 5章 2節 2 (1)]

剰余金の配当手続の原則（会社 453・454 I III）

ただし、中間配当（会社 454V） [テキスト 5章 2節 2 (2)(a)]

配当財産の種類——現物配当（会社 454IV・309 II ⑩） [テキスト 5章 2節 2 (2)(a)]

(2) 取締役会への権限の付与（会社 459 I ④ II III・460、会社計算 183）

* 要件の詳細 [テキスト 5章 2節 2 (2)(b)]

(3)剰余金の配当の要件

①純資産額 \geq 300万円（会社 458）

最低資本金制度の廃止

旧商法：株式会社の資本金 \geq 1000万円

→会社法で廃止（資本金=0円も可能。会社計算 74 参照）：起業の促進等

but 会社 458

②分配可能額（会社 461 I ⑧ II）（→4-2-2）

③配当額の10分の1を準備金として計上（会社 445IV）（→3-2-1(3)）

(4)回数

期末配当＋中間配当（近年では四半期配当も）

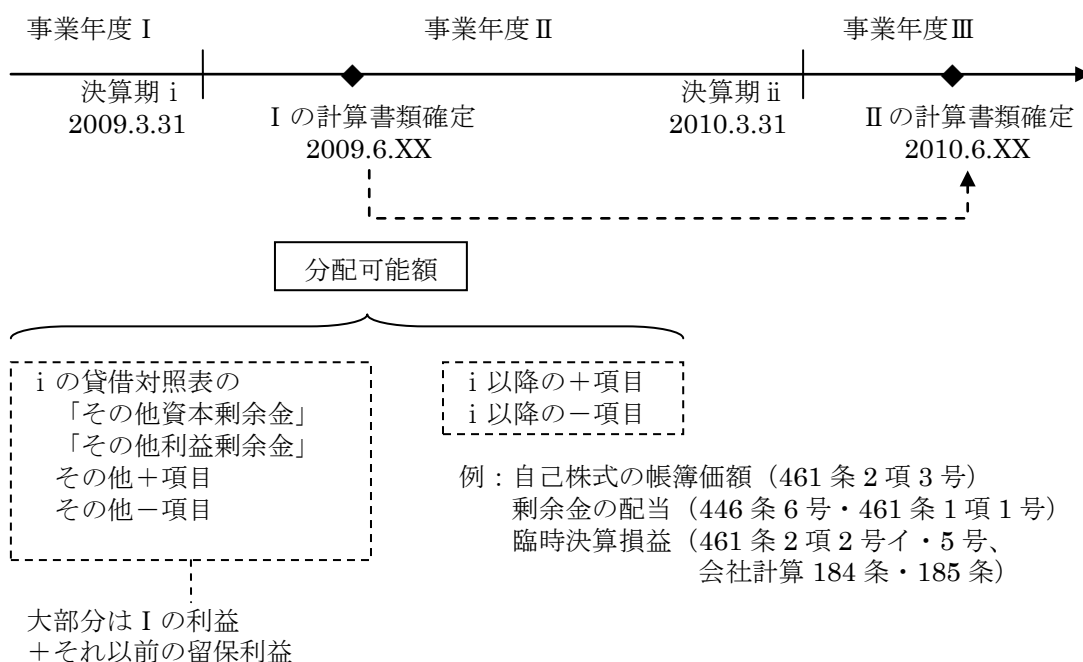
4-2-2. 分配可能額

剰余金の配当——分配可能額規制（会社 461 I ⑧）

分配可能額（会社 446・461 II、会社計算 177・178・184～186）

[テキスト 5章2節 3 (2)図表 5-8]

* 日付は、事業年度が 4.1～3.31 の会社の場合



臨時計算書類と臨時決算 [テキスト Column5-10]

原則：事業年度 II の剰余金の配当は、事業年度 I かそれ以前の利益から

例外：臨時計算書類を作成し、臨時決算をした場合

【例】事業年度 II 中の 9.31 を臨時決算日として臨時決算

→ II の 4.1～9.31 に生じた利益からも剰余金の配当が可能に

(いわば事業年度 III に分配されるはずの分配可能額の「前借り」)

4-2-3. 違法な剰余金の配当等

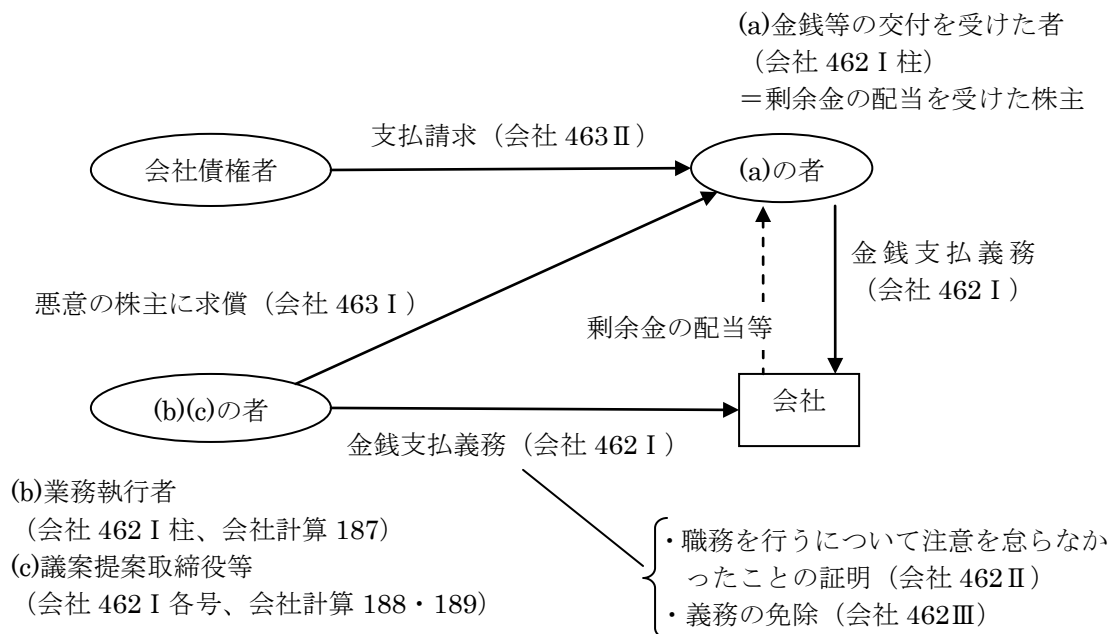
(1) 分配可能額の規制を受けるもの（会社 461 I ①～⑦）

(2) 分配可能額を超えた剰余金の配当等——具体的にはどういふ場合？

事例 4-b 分配可能額を超える剰余金の配当 [テキスト Case5-2]

A 会社は業績不振にあえいでおり、決算期後に試算をしたところ、分配可能額がマイナスになった。A 会社の代表取締役であり株式を 40% 保有する大株主でもある Y1 は、架空の利益を計上し、分配可能額が存在するようにした計算書類を作成することを部下に指示した。会計監査人 Y2 は Y1 の不正を発見したが、「このままでは会社がつぶれてしまうから見逃してくれ」と言われ、違法な計算書類について無限定適正意見を付した会計監査報告を作成した。取締役会では、多額の剰余金を配当することを定時株主総会の議案とすることが決定された。その際には、Y1 以外にも、Y3（株主ではない）をはじめすべての取締役が上記粉飾決算の事実を知りながらそれに賛成した。定時株主総会では計算書類が承認され、多額の剰余金の配当が決議された。

(3) 分配可能額を超える剰余金の配当等



* 監査役・会計監査人 (会社 423)

分配可能額を超える剰余金の配当等の効力 [テキスト Column5-11]

旧商法下の通説＝無効説。株主の支払義務は不当利得返還義務

* 会社 462 I の株主の支払義務に相当する規定はなかった

会社法の解釈

- ・立案担当者：有効説
- ・学界：無効説

→差が出るとすれば自己株式の取得

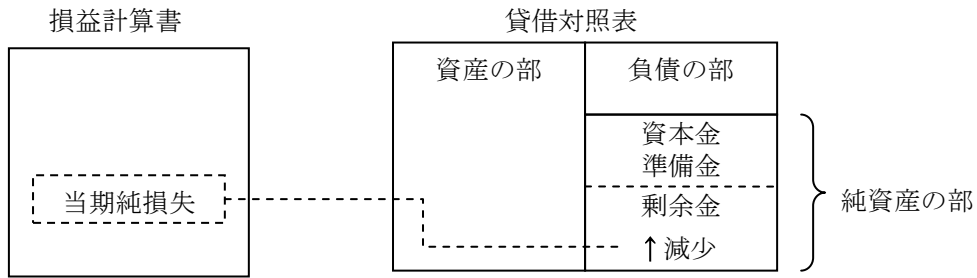
いずれと解するかが実質的な問題の解決を左右するものではない

* いずれにせよ、その他の「違法な剰余金の配当等」(手続違反等)
＝無効。株主は不当利得返還義務 (民 703)

(4) 期末の欠損てん補責任 (会社 465) [テキスト 5 章 2 節 **3** (3)(e)]

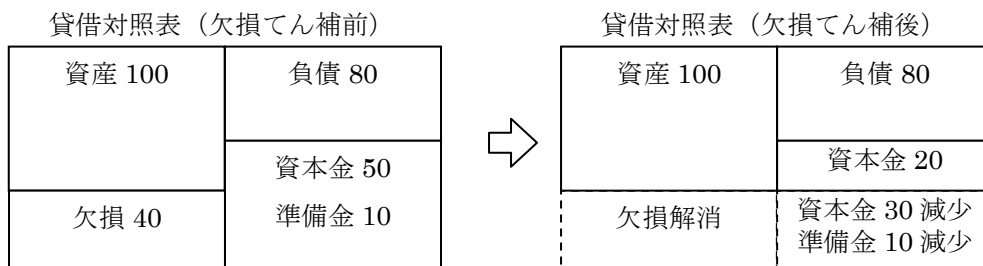
4-3. 損失の処理

(1) 損失と欠損



(2) 資本金・準備金の減少

(a) 意義



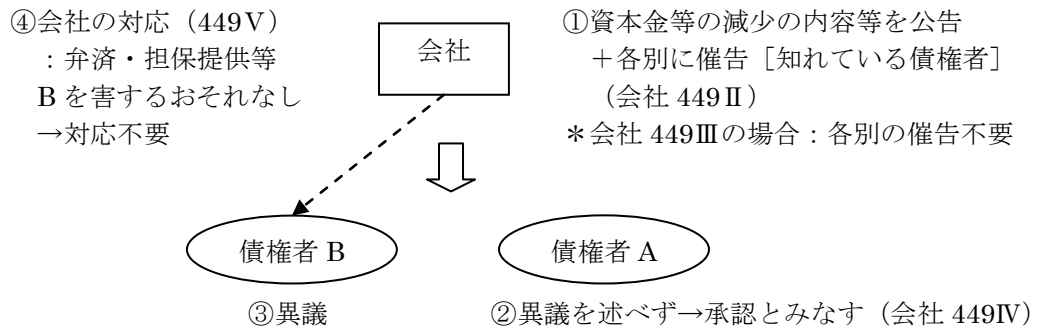
* 欠損がない場合の資本金・準備金の減少 [テキスト 5 章 4 節 1 (2)(a) 図表 5-12]

(b) 手続 [テキスト 5 章 4 節 1 (2)(b)]

	欠損てん補だけを目的にするとき	その他の場合
資本金の減少	普通決議 (会社 309 II ⑨イロ、会社則 68) 会社債権者異議手続あり (会社 449 I 本)	特別決議 (会社 309 II ⑨) 会社債権者異議手続あり (会社 449 I 本)
準備金の減少	普通決議 (会社 309 I) 定時総会で決議→会社債権者異議手続不要 (会社 449 I 但、会社計算 179)	普通決議 (会社 309 I) 会社債権者異議手続あり (会社 449 I 本)

株主総会決議（会社 447 I ・ 448 I 。会社 447 II ・ 448 II も参照）

会社債権者異議手続（会社 449）



効力発生時期（会社 449 VI）

資本金の額の減少の無効の訴え（会社 828 I ⑤ II ⑤ ・ 834 ⑤）

(3)倒産 [テキスト 5 章 4 節 2]

貸借対照表（債務超過）

資産 40	負債 80
欠損 100	資本金 50
	準備金 10

4-4. 会社債権者の事後的保護

4-4-1. 意義

(1) 会社債権者の事後的保護の必要性

剰余金配当の規制等＝事前の会社債権者保護——限界

会社債権者はいろいろ [テキスト Column5-13]

①貸付債権者（銀行等）、②社債権者、③取引債権者、④従業員、⑤不法行為債権者 etc.
(1-1(2))

→いくつかの分類方法

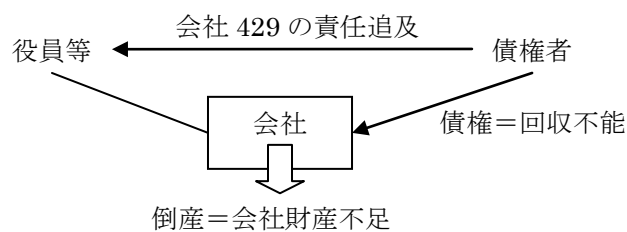
[1]担保債権者：抵当権 etc.の担保権を有する／[2]一般債権者：担保権なし

[A]契約による自衛手段をとれる債権者／[B]とれない債権者

＝こういった様々な債権者間の利害調整が重要（特に会社倒産時）

(2) 事後的保護の手段として機能するルール

① 役員等の第三者に対する責任（会社 429）



② 法人格否認の法理（→4-4-2）

③ 事業譲受会社の責任（会社 22 I）「企業取引法の基礎」

④ 債権者取消権（民 424）「債権総論」

⑤ 否認権（破 160 以下、民再 127 以下、会更 86 以下）「民事紛争処理法」「破産法」など

4-4-2. 法人格否認の法理

(1) 意義

会社の法人性（会社 3）→正義・公平に反した結果が出る場合

最判昭 44・2・27 民集 23-2-511

「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。」

(2) 形骸化事例と濫用事例

事例 4-c 法人格の形骸化 [テキスト Case5-3]

Y 会社は、株式会社とは名ばかりで、実質的には代表取締役 A の個人企業である。Y 会社は、X から店舗用建物を賃借していたが、その後 X から建物の明渡しを請求された。A は、X との間で、明渡しを認める和解を成立させた。その後、X が建物の明渡しを求めたのに対して、Y 会社は、和解の当事者は Y 会社ではなく A 個人であつて、Y 会社が使用する部分について明渡義務はない主張した。

前記(1)の最判昭 44・2・27

事例 4-d 法人格の濫用 [テキスト Case5-4]

A 会社は、X から賃借していた事務所について、賃料不払によって賃貸借契約を解除され、延滞賃料支払と事務所明渡しを請求された。A 会社の取締役である B は、新たに Y 会社を設立した。Y 会社は、A 会社の資産や従業員をそのまま用いて、A 会社とまったく同じ事業を開始した。

最判昭 48・10・26 民集 27-9-1240

(3) 法人格否認の法理への批判 [テキスト 5 章 5 節(2)(c)]